

# 第二次美里町行政改革大綱

平成 24 年 4 月

美 里 町

# 第二次美里町行政改革大綱

平成19年2月に策定した美里町行政改革大綱（以下「一次大綱」と言う。）が平成24年3月をもって当初の計画期間を終了しました。

しかし、一次大綱に盛り込まれた主要項目には、取組みが進んでいないものも多く残されていますので、今後においても一次大綱を継承して行政改革に取り組んでいくことといたします。

## ○計画期間

第二次美里町行政改革大綱においても計画期間を5年間として、平成24年4月から平成29年3月までとします。

## ○実施方法

### （1）単年度ごとの実施計画を作成します

本大綱には取組みの項目を総枠で示しますが、すべての項目に対してまんべんなく取り組むことはできません。単年度ごとに項目の重点化を図り、具体的に取り組むものを実施計画（年度計画）に明確に定めて、一つひとつが目に見える成果を確実に出せるよう、項目を絞って取り組んでいくこととします。

### （2）単年度ごとに成果を検証します

毎年度、年度末に1年間の取組みの成果を検証します。

### （3）実施計画と成果を町民に広く公表します

各年度の実施計画を公表します。また、実施状況と成果についても単年度ごとに公表いたします。取組みについて町民と情報を共有しながら進めています。

（公表の手段：町の公式ホームページ、行政情報コーナー、町の広報紙等）

## ○取組みの主要項目

一次大綱の主要項目の継承を基本とします。また、すでに取組みが終了した項目や内容が重複する項目を統合又は削除をして、以下のとおりとします。

### 1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

#### （1）徹底した情報共有と公正さの確保

##### ①行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立

・住民目線に立った情報の公表、職員一人ひとりが自覚を持って取り組むための方針作成と実施

##### ②会議及び会議録の公開

・情報公開条例等法令の規定を遵守

#### （2）住民に開かれた行政システムの確立

##### ①行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表

・各種計画や条例等の策定段階における公表と意見の募集

- ②委員会等への委員の公募制度の積極的導入
- ・公募委員や女性委員の構成比の目標設定と取組

(3) 政策評価と公正確保の確立

①監査制度等の制度の強化

- ・監査機能の充実

②行政相談体制の強化充実

- ・行政に対する苦情受付、調査、改善要求等

③政策評価委員会の設置と評価結果の公表

- ・町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表

## 2. 財政の健全化

(1) 計画的かつ健全な財政運営

①中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表

- ・平成27年度までの収支見込みに基づく財政健全化計画の策定及び公表

②総合計画の進行管理の徹底

- ・取組みの重点化、実施計画の作成と公表

(2) 事務事業の抜本的見直し

①人件費の見直しと公表

- ・非常勤特別職も含め、各種手当の再調査及び公表

②補助金等の抜本的見直し

- ・補助基準の明確化、客觀性・透明性の確保を念頭においた方針の策定、削減目標の提示

③公共施設の統廃合を含めた効率的な運用

- ・老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定

(3) 自主財源の確保対策

①税金等収納率改善システムの確立

- ・税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発

②施設使用料等、受益者負担の見直し

- ・全施設の収支調査、使用料及び各種手数料の見直し

③分譲団地の販売促進強化

- ・駅東、練牛分譲団地の販売促進強化

④未利用地等の売却及び活用

- ・町所有の遊休土地・建物の利用見込調査と売却、賃貸借等行動計画の策定と推進

⑤企業立地の推進

- ・立地したくなるような魅力あるまちづくり、地元企業に対する支援

⑥その他広告収入等収入増施策

- ・町広報紙、ホームページ、住民バス等への広告掲載、公共施設の命名権等

### **3. 地方公営企業等の経営安定化**

#### **(1) 地方公営企業等の経営安定化**

##### **①水道事業の経営健全化**

- ・民間委託も含めた中長期運営方針策定、水道料金の改定

##### **②町立南郷病院の経営健全化**

- ・検診による収益増、大崎圏域医療機関との連携強化

##### **③下水道事業の経営健全化**

- ・普及率及び水洗化率の向上、料金の適宜な見直し

##### **④第三セクターの経営改善**

- ・経営状況評価、将来性の検証

### **4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化**

#### **(1) 行政経営に対する危機意識の高揚**

##### **①意識改革推進プログラムの策定と実行**

- ・事業評価、政策過程における住民参加制度導入による職員意識の向上

##### **②職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表**

- ・利害関係者との禁止事項、説明責任の徹底、要望・苦情への真摯な対応と情報共有、積極的な地域行事への参加

##### **③職員懲罰規程の改定と公表**

- ・飲酒運転、不正闇与の厳罰化等

#### **(2) 積極的に行動できる職場環境の構築**

##### **①実績主義による人事評価制度の導入**

- ・努力し成果を上げた職員が認められる制度の導入、業績評価の導入と活用

##### **②決裁権限見直しなどによる決裁時間の大幅縮減**

- ・意思決定の迅速化

##### **③外部人材導入による活性化と職員の意識改革**

- ・各種委員会、審議会等へ高度な専門知識を有する人材の活用

#### **(3) 人材育成計画と職員定員適正化計画の策定と実行**

##### **①職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行**

- ・職階別、専門、自主、職場等の研修体系の整備と受講徹底、自主学習の推奨

##### **②職員定員適正化計画の策定と公表**

- ・所属別職員数の公表

##### **③民間手法の積極的導入**

- ・改善提案、目標管理等の導入

## **5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進**

### **(1) 自治基本条例の制定と運用**

#### **①自治基本条例の制定と運用**

- ・まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割の明確化

### **(2) 住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進**

#### **①地域づくり支援制度の確立**

- ・退職者の参加誘導、既存人材バンクの再編整備、リーダー育成、助言・指導

#### **②定期的行政・住民懇談会の実施**

- ・行政情報の提供、住民ニーズの把握、住民懇談会の目的の明確化と開催形態の多様化

#### **③住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進**

- ・行政と住民、団体の話し合いによる役割分担の明確化、まちづくり推進体制の構築

## **6. 簡素で効率的な組織体制の確立**

### **(1) 簡素で効率的な組織体制の確立**

#### **①事務事業の委託化方針の策定**

- ・住民サービスの向上と経費節減の両面からの検証

#### **②施設管理の民営化・委託化方針の策定**

- ・民間ができるることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定

### **(2) 事務事業評価制度の充実と不断の組織体制の見直し**

#### **①事務事業評価制度の充実**

- ・目標志向、成果重視の行政の実現、自ら考え行動できる職員の育成、予算への反映

#### **②不断の組織体制の見直し**

- ・限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成

## **7. 行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立**

### **(1) 住民ニーズ把握とその対応体制の整備**

#### **①住民ニーズの適正な把握と反映**

- ・電子メール、郵送、直接相談、会議、懇談会、アンケートの実施等意見の一元集約と対応

### **(2) 住民利便性の向上**

#### **①窓口・公共施設等の住民サービスの充実**

- ・ワンストップサービス、利用者の利便性向上、業務全般のサービス充実

#### **②電子自治体の推進**

- ・施設予約の導入の検討、電子申請の推進